

持続可能な観光地づくりに向けた観光 MaaS による観光地活性化モデル業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称

持続可能な観光地づくりに向けた観光 MaaS による観光地活性化モデル業務委託

2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大により大きなダメージを受けた県内観光地の再生に向けて、伊勢志摩の各地における REVIC との連携を通じた観光地づくりの効果を高めるため、伊勢志摩の一体的な活性化に向けた面的な取組を促進する必要がある。そのため、伊勢志摩地域の一市規模のエリアにおいて、観光地域づくり法人（地域DMO）を中心に観光型 MaaS を活用した地域周遊促進モデルの実証事業を行うことを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「持続可能な観光地づくりに向けた観光 MaaS による観光地活性化モデル業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(2) 委託上限金額

39,921,651 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,629,241 円）

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 24 日（金）まで

(4) 成果品

別紙業務仕様書のとおり

4 委託事業者選定方法

当該業務委託に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案をみえ観光の産業化推進委員会が設置する「持続可能な観光地づくりに向けた観光 MaaS による観光地活性化モデル業務企画提案コンペ選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において審査し、最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を選定する。

5 企画提案事業者の資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

(1) 提案者の資格

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ウ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始

の申し立てをしていない者であること。

エ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。

オ 三重県にかかる入札参加資格停止又は落札資格停止の期間中でないこと。

カ 民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を確かに遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の各号に掲げる者でないこと。

ク 国税及び地方税について滞納がない者であること。

ケ 本企画提案コンペ及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

コ 選定委員会の委員でないこと。

(2) 共同提案者の提案資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一とすること。また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（様式 1-2-1 若しくは 1-2-2）を提出すること。

※「分担履行型」（様式 1-2-1）… 1 つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式
「共同履行型」（様式 1-2-2）… 1 つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式

イ 複数の J V に所属することはできない。また、J V に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

ウ 幹事者及び共同提案者については、前項ア～コに該当することが必要である。

エ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 上記（1）及び（2）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。

イ 複数の提案書等を提出したとき。

ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

エ 提出書類に虚偽または不正があったとき。

オ 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

カ 見積書の積算誤りや委託上限金額を上回る金額の提示があったとき。

キ 提案者が他人の代理をしたとき。

ク そのほか不正な行為があったとき。

(4) 最優秀提案者資格

- ア 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- イ 三重県三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 手続き等に関する事項

(1) 担当

〒514-8570 津市広明町13番地

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光局観光魅力創造課内） 永井

電話 059-224-2830 F A X 059-224-2801

電子メール kankomi@pref.mie.lg.jp

(2) 参加資格確認申請書等の提出

- ア 本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、「参加資格確認申請書」（単独提案：様式1、共同提案：様式1、様式1別紙）と登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合。商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの。写し可）を上記（1）のみえ観光の産業化推進委員会事務局に、持参又は郵送のいずれかで提出すること。
- イ 「企画提案コンペ参加資格確認申請書（以下、「参加資格確認申請書」という。）」の提出後に参加資格確認申請書の記載事項に変更が生じた場合には、参加資格確認申請書受付期間内に「参加資格確認申請書記載事項変更届出書」（様式1-3）を添えて、改めて「参加資格確認申請書」を提出すること。「参加資格確認申請書」を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。

【提出期限】

◎ 持参の場合

令和4年3月18日（金）17時必着(期限厳守)

ただし、平日の9時30分から17時までの間しか持参を受け付けない。

◎ 郵送の場合

簡易書留等の確実な方法によるものとし、令和4年3月18日（金）17時までの到着分を有効とする。なお、発送後は、必ず担当まで電話連絡を行うほか、締切日時までに確実に書類が届くかどうかを、投函前に郵便局で確認すること。

【参加資格確認通知】

令和4年3月22日（火）までにメールにて通知する。

(3) 質問の受付

【受付期限】

令和4年3月15日(火)17時必着（期限厳守）

【受付方法】

「質問票」（様式2）に必要事項を記載の上、担当にファクシミリ又は電子メールで送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。また、題名の最初に「【質問】持続可能な観光地づくりに向けた観光MaaSによる観光地活性化モデル業務委

託」と明記し、送信後に担当に着信確認の電話をすること。

【質問の内容】

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、企画内容や他の応募者からの提案書提出状況等に関する照会は受け付けることができない。

【回答方法】

令和4年3月16日（水）17時までに原則三重県ホームページに回答を掲載する。

（4）企画提案書等の提出

上記（2）の「参加資格確認申請書」等の提出を行い、その後、企画提案を行う事業者は、下記の企画提案書等を提出すること。

【企画提案書等及び部数】

ア 企画提案書（任意様式） 8部（正本1部・副本（写し） 7部）

（ア）添付資料は、A4版で、両面長辺綴じとする。文字サイズは概ね10ポイント以上とし、概ね30ページ以内とする。また、可能な限り具体的に記載すること。

（イ）参加事業者1者につき1提案とすること。

（ウ）提案する企画に係る費用の総額は、「3（2）委託上限金額」を超えないものとする。

（エ）提案書には下記の内容を盛り込むこととし、下記の順番で記載すること。

① 表紙

② 当事業の仕様書の趣旨をくみ取った具体的な提案

③ 事業実施スケジュールを具体的に記載

④ 事業実施体制（様式3）

⑤ 過去5年間の受託事業実績（類似業務の実績を具体的に記載）

（オ）一度提出された「企画提案書」は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。

イ 見積書 8部（正本1部・副本（写し） 7部）

（ア）記載様式は特に定めないが、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

（イ）見積書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額と含む金額をそれぞれ明記し、消費税及び地方消費税については、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって契約金額とする。

ウ 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

【提出期限】

◎ 持参の場合

令和4年3月25日（金）16時必着（期限厳守）

ただし提出期限日にあつては、9時から15時まで、提出期限日以外の日にあつては、平日の9時から17時までの間しか持参を受け付けない。

◎ 郵送の場合

簡易書留等の確実な方法によるものとし、令和4年3月25日（金）16時までの到着分

を有効とする。なお、発送後、必ず担当まで電話連絡を行う等、書類到着を確認すること。

【提出先】

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光局観光魅力創造課内）永井

電話 059-224-2830 F A X 059-224-2801

電子メール kankomi@pref.mie.lg.jp

7 企画提案コンペの実施・方法等

(1) 日程

ア 日時：令和4年3月30日（水）（予定） ※詳細は後日提案者に連絡する。

イ 場所：三重県庁内または三重県庁付近の会議室

(2) 実施方法

ア 提出のあった企画提案書についてプレゼンテーション審査を行うが、応募多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。

イ 企画提案コンペ参加事業者は、予め提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間については、1者当たり30分（説明15分、質疑15分）以内とする。

ウ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、担当が指定するオンラインシステムを活用したプレゼンテーションを企画提案コンペ参加事業者全てに求める場合がある。

8 審査、事業者の決定

(1) 企画提案書等の審査

ア 審査は、選定委員会において実施し、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案事業者として選定する。

イ プレゼンテーション審査は、上記「7 企画提案コンペの実施・方法等」の（1）のとおり、令和4年3月30日（水）に実施するが、方法及び時間等の詳細については後日企画提案コンペ参加事業者に連絡する。

(2) 企画提案書を選定するための評価基準

評価項目、判断基準については、次のとおりとする。

ア 実現性

- ・提案内容及び期待される効果に実現可能性があるか。
- ・業務全体の実施スケジュールについて具体的に記載されており、確実な事業展開が可能と認められるか。
- ・類似業務の実績があり、業務の着実な履行が期待できるか。

イ 企画性

- ・独自のアイデアが盛り込まれ、オリジナリティのあるものとなっているか。

ウ 有効性

- ・事業の目的・内容を十分に理解しており目的の達成が期待できるか。

エ 実施体制

- ・業務体制について具体的に記載されており、みえ観光の産業化推進委員会と円滑

に進められるような体制がとられているか。

- ・事業を実現するために必要な人員体制が整っているか。
- ・社外組織との連携がある場合、その必要性とどのような組織とどのように連携を行うかが明確になっているか。

オ 経済性

- ・事業計画に見合った経費となっているか。
- ・所要経費の明細が明らかで、見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ・提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに書面により企画提案コンペ参加者に通知する。なお、審査結果（最優秀提案事業者名、採点結果）は公表する。また、審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 事業者との契約

選定された最優秀提案事業者は、通知があり次第、みえ観光の産業化推進委員会と打合せを行うとともに、以下を行うこと。

- (1) 選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下のア及びイの書類を提出するものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、ウ申立書（様式4）を提出（電子メール）すること。

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

ウ 申立書（様式4）

- (2) 上記（1）による資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結する。
- (3) 委託業務契約書を締結した後、速やかに業務の準備に着手すること。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、みえ観光の産業化推進委員会事務局において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、みえ観光の産業化推進委員会事務局において行う。

1.1 監督及び検査

契約条項の定めるところとする。

1.2 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところとする。

1.3 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1.4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

1.5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

16 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 企画提案コンペ参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は企画提案コンペ参加者に帰属する。

イ 提出書類は、本業務委託事業者の選定以外に企画提案コンペ参加者に無断で使用できないものとする。ただし、委託事業者として選定された企画提案コンペ参加者の提出書類については、委託事業者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。

ウ 提出書類は、委託事業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

(2) 企画提案コンペ参加事業者が本企画提案コンペに要した費用については、全て企画提案コンペ参加事業者が負担するものとする。

(3) 本企画提案コンペの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、みえ観光の産業化推進委員会と協議を重ねながら実施することになるので、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

(4) 「参加資格確認申請書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに上記担当まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出（様式は任意）を行うこと。

(5) 提出された提案資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。

(6) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、予め必要性、再委託先、委託する内容、金額等を書面でみえ観光の産業化推進委員会に協議し、その承諾を得た場合はこの限りではない。

(7) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果品の引渡しをもってみえ観光の産業化推進委員会に譲渡されるものとする。また、受託者及び従事者は著作権を譲渡した著作物に関して著作人格権を行使しないものとする。

(8) 個人情報の取扱いについて

契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第 68 条及び第 69 条、第 72 条に委託を受けた事務に従事している者、若しくはしていた者に対する罰則規定があるので留意すること。

(9) 当該企画提案コンペに基づく契約者決定の効果は、令和 4 年度三重県当初予算の発効時において生じる。

【スケジュール】

(1) 公告日

令和 4 年 3 月 8 日 (火)

(2) 質問の受付期間

令和 4 年 3 月 8 日 (火) から

令和4年3月15日（火）17時まで（必着）

（3）参加資格確認申請書提出期限

令和4年3月18日（金）17時必着

（4）企画提案書提出期限

令和4年3月25日（金）16時必着

（5）選定委員会（プレゼンテーション審査）

令和4年3月30日（水）（予定）

（6）委託予定事業者決定通知

令和4年3月31日（木）まで

※（5）について、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインでの審査となる場合があります。

別紙

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的

以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例第 13 条、第 68 条、第 69 条及び第 72 条の内容並びに

本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 9 条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 10 条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託の相手方

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓

約

七 再委託先の相手方の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じ

て、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情

報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。